

# 入札公告（説明書）

平成 30 年 5 月 11 日

（契約責任者）東日本高速道路株式会社 東北支社長 松崎 薫

下記のとおり一般競争入札に付します。

なお、本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（NEXCO 東日本）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この「入札公告（説明書）」に記載のとおり実施します。

## 記

### 第 1 基本事項（調達手続の概要）

- |                |  |
|----------------|--|
| 1-1. 契約件名      | 東北支社管内 車両管理等業務   |
| 1-2. 契約責任者     | 東日本高速道路株式会社 東北支社長 松崎 薫   |
| 1-3. 契約担当部署    | 東日本高速道路株式会社 東北支社 技術部 調達契約課<br>(住所) 〒980-0021 宮城県仙台市青葉区中央 3-2-1 青葉通プラザ<br>(電話) 022-217-1726 |
| 1-4. 入札の方法     | 郵送入札   |
| 1-5. 落札者の決定方法  | 総合評価落札方式   |
| 1-6. 競争参加資格の確認 | 事前審査方式（通知型）  |
| 1-7. 単価表の提出    | 必要...入札者に対する指示書[10]を参照のこと。   |
| 1-8. 入札保証      | 不要   |
| 1-9. 契約保証      | 不要   |
| 1-10. 契約書の作成   | 必要...入札者に対する指示書[23]を参照のこと。   |
| 1-11. 契約図書     |  |

(1) 本件契約の内容となる契約図書は次のとおりとする。なお、本件競争入札に参加を希望する者（以下「競争参加希望者」）及び契約責任者は、契約図書に拘束されることとし、その定める事項を遵守しなければならない。

入札公告（説明書）...本書 [http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public\\_notice/search\\_service/](http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/)

標準契約書案 [http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public\\_notice/search\\_service/](http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/)

「車両管理等業務契約書」を使用すること。

入札者に対する指示書 [http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc\\_download/](http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/)  
「入札者に対する指示書【郵送入札】《購買等契約》」を使用すること。

仕様書 [http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public\\_notice/search\\_service/](http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/)

金抜設計書 [http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public\\_notice/search\\_service/](http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/)

競争参加資格確認申請書 本書の様式 1 のとおり

入札書 上記 入札者に対する指示書様式 1 のとおり

単価表 上記 の金抜設計書をもとに、入札者に対する指示書様式 3 により作成すること。

(2) 競争参加希望者は、上記(1)に示す契約図書について内容を十分に確認し理解する必要がある、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加しなければならない。

(3) 競争参加希望者は、上記(1)の から に示す契約図書については、NEXCO 東日本のホームページよりそれぞれダウンロードして取得すること。

なお、下記期間を過ぎるとダウンロードできなくなるものもあるので注意すること。

- (4) 契約図書の交付期間 平成 30 年 5 月 11 日（金）から平成 30 年 5 月 25 日（金）まで

## **第 2 調達手続に付する事項（調達概要）**

### 2-1. 調達概要

- |            |                                     |
|------------|-------------------------------------|
| (1) 業務内容   | 仕様書、金抜設計書のとおり                       |
| (2) 業務の仕様等 | 仕様書のとおり                             |
| (3) 履行場所   | 仕様書のとおり                             |
| (4) 履行期間   | 平成 30 年 8 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで |

## **第 3 調達手続に参加するための条件等**

### 3-1. 競争参加資格

本件競争入札に参加することのできる者（以下「入札者」）は、次に示す事項をすべて満たす者とし、下記に示す「競争参加資格確認申請書（以下「申請書」）」を契約責任者に提出した競争参加希望者のうち、契約責任者が競争参加資格があると認めた者とする。

なお、審査基準日（下記に示す「申請書」の提出期限の日をいう。以下同じ）以降、落札者決定までの間において該当する者でなくなった場合、競争参加を認めないものとする。

- (1) 審査基準日において、NEXCO 東日本の契約規程実施細則第 6 条（入札者に対する指示書[2]を参照のこと）の規定に該当しない者であること。
- (2) 審査基準日から落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO 東日本から「地域 2（東北支社が所掌する区域）」において、取引停止措置を受けていない者であること（取引停止措置期間（期首及び期末の日を含む）との重複がないこと）。
- (3) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、入札手続きに参加する者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、当該関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札者に対する指示書 1 [ 1 ] 「入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願い」の（1）の記載に抵触するものではないことに留意すること。

#### 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- 1) 子会社等（会社法第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- 2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

#### 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1) については、会社等（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。

- 1) 一方の会社等の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）を現に兼ねている場合
- 3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

#### 【役員定義】

- 1) 株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）
- 2) 持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の業務を執行する社員
- 3) 組合の理事
- 4) ) ~ ) に準ずる者

#### 【管財人の定義】

民事再生法第 6 4 条第 2 項又は会社更生法第 6 7 条第 1 項の規定により選任された管財人

その他入札の適正さが阻害されると認められる場合  
 組合とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記 又は と同視しうる資本関係  
 又は人的関係があると認められる場合。

(4) 本業務の履行期間中、下記 から を全て満たす者を安全運転管理責任者として本業務に配置できること。また、同安全運転管理責任者が下記 から をすべて満たす者であることを証するため、同安全運転管理責任者に関する下記【証明書類】に掲げる各書類を全て提出できる者であること。

申請書の提出日において、有効かつ取得日から 10 年以上経過した普通自動車第一種運転免許証を有する者

申請書の提出日以前に、入札者と 3 ヶ月以上直接かつ恒常的に雇用関係にある者

過去 5 年間に於いて、飲酒による違反の記録がない者

【証明書類】

- ・自動車運転免許証の写し（カラー印刷とする。）
- ・運転免許経歴証明書
- ・雇用保険被保険者証の写し又は健康保険被保険者証の写し
- ・運転記録証明書（過去 5 年間）

3-2. 競争参加資格確認申請書及び入札書の作成

(1) 競争参加希望者は、次に示す申請書及び入札書を作成しなければならない。

申請書(様式)	作成に係る留意事項
競争参加資格確認申請書 (様式 1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要事項を記載のうえ、記名押印すること。</li> <li>・記載にあたっては、様式欄外の注意書きを参照のこと。</li> <li>・その他補足事項については、入札者に対する指示書[6]を参照のこと。</li> </ul>
安全運転管理責任者届出書 (様式 2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要事項を記載のうえ、記名押印すること。</li> <li>・本書には、選任予定の安全運転管理責任者にかかる以下に掲げる証明書類を添付すること。証明書類のうち 1 つでも不足する場合は、競争参加資格無しと判断する。                      自動車運転免許証の写し                      注：ゴールド免許であることを確認するため、写しはカラー印刷に限る                      運転記録証明書（過去 5 年間）                      注：下記 3-3.(1) 「提出期間」内に発行された証明書に限る                      運転免許経歴証明書                      注：下記 3-3.(1) 「提出期間」内に発行された証明書に限る                      雇用保険被保険者証の写し又は健康保険被保険者証の写し                      注：審査基準日において有効な被保険者証に限る</li> </ul>
業務提案書 (様式 3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要事項を記載のうえ、記名押印すること。</li> <li>・記載にあたっては、業務提案書記載例（別紙 1）及び業務提案書作成要領（別紙 2）を参照のこと。</li> <li>・4-2.(1)の表に示す証明書を添付すること。</li> </ul>
入札書（指示書様式 1）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札金額は総価とし、業務に関する一切の費用を含めた額とすること。</li> <li>・入札金額は消費税及び地方消費税相当額を除いた「税抜き額」を記載すること。</li> <li>・記載にあたっては、入札者に対する指示書[9]を参照のこと。</li> </ul>
単価表(金抜設計書により作成すること)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載にあたっては、入札者に対する指示書[10]を参照のこと。</li> <li>・単価表の様式は上記 1-11(1) に定める金抜設計書を用いること。</li> </ul>

(2) 競争参加希望者は、申請書及び入札書を次の手順に従い封筒に封かんしなければならない。

《入札者に対する指示書 [ 11 ] 参考》

封筒に、次に示す書類をすべて入れて封かんすること。

(1) 入札書

(2) 単価表

上記 で封かんした封筒のオモテ面に、次に示す事項をすべて記載すること。

(1) 入札書在中

(2) 当該購買等の入札公告（説明書）に示す契約件名

(3) 入札者名（入札者が法人である場合は法人名のみで可）

上記 で封かんした封筒と、次に示す書類を別の封筒にすべて入れて封かんすること。

(1) 競争参加資格確認申請書（様式 1）

(2) 安全運転管理責任者届出書（様式 2）及び添付書類

(3) 業務提案書（様式 3）及び添付書類

上記 で封かんした封筒のオモテ面に、次に示す事項をすべて記載すること。

(1) 入札書類在中

(2) 当該購買等の入札公告（説明書）に示す契約件名

(3) 入札者名（入札者が法人である場合は法人名のみで可）

### 3-3. 競争参加資格確認申請書及び入札書の提出

(1) 競争参加希望者は、本件競争入札に参加するため、次に示すとおり申請書及び入札書を提出しなければならない。

提出期間 入札公告日から平成 30 年 5 月 25 日（金）16 時 00 分まで

提出場所 上記 1-3「契約担当部署」のとおり

提出方法 書留郵便若しくは信書便又は持参（普通郵便・FAX によるものは受け付けない。）

提出書類 上記 3-2(2)で作成した申請書及び入札書が封かんされた封筒

### 3-4. 競争参加資格の確認

(1) 契約責任者は、競争参加希望者からの申請書に基づき、当該競争参加希望者の競争参加資格の有無、その他必要な事項について確認を行い、その確認結果を通知する。

（入札者に対する指示書[7][1]「事前審査方式(通知型)の場合」を参照のこと。）

確認結果通知予定日 平成 30 年 6 月 6 日（水）

(2) 上記(1)に示す確認結果通知の内容に疑義がある入札者は、契約責任者に対し説明請求者の氏名及び住所、本公告の契約件名、不服のある事項並びに不服の根拠となる事項等を記載した説明請求書面（様式自由）によりその説明請求をすることができる。

提出期限 確認結果通知のあった日の翌日から 7 日以内（休日を除く）

提出場所 上記 1-3「契約担当部署」のとおり

提出方法 持参又は書留郵便若しくは信書便（普通郵便・FAX によるものは受け付けない。）

(3) 契約責任者は、説明を求められたときは、上記(2) の提出期限の最終日の翌日から 5 日以内（休日を除く）に書面により回答する。

## 第 4 総合評価落札方式

### 4-1. 総合評価落札方式の概要

(1) 総合評価落札方式とは、4-2.に示す技術評価と 4-3.に示す価格評価をそれぞれ行い、これらを総合的に評価することにより、NEXCO 東日本にとって最も有利な者を落札者と決定する方式をいう。

### 4-2. 技術評価

(1) 技術評価は、入札者から提出された業務提案書及びこれらの添付書類等に基づき、技術評価点を付す方法により行う。技術評価点の配点は 50 点とし、技術評価点の評価項目、項目ごとの配点及び評価基準は下表のとおりとする。本件調達では、業務提案書に関するヒアリング等は実施しない。

なお、評価された業務提案の内容が受注者の責により達成できないと認められた場合には、未履行部分につき業務提案がなかったものとして再評価を行い、以下の計算式により算出される未履行相当額を請負代金額から減じる。（未履行相当額の上限は、5-2.に定める請負契約金額の 10%とする。）

未履行相当額 = 5-2.に定める請負契約金額 ×

{ 1 - (再評価後の技術評価点 / 入札時の技術評価点) }

入札者の評価

	評価項目	配点	評価基準
1	業務実施体制 緊急連絡体制及び現地の指導監督体制が確立されている。	2点	<u>確立されている(2点)</u> <u>確立されていない(0点)</u>
2	業務経験 平成27年4月1日から業務提案書の提出日までに同等業務又は類似業務(注)の経験を有している。 同等業務又は類似業務の経験を有することが確認できる書類(契約書の写し等)を提出すること。	2点	<u>同等業務の経験がある(2点)</u> <u>類似業務の経験がある(1点)</u> <u>同等又は類似業務の経験がない(0点)</u>
3	車両管理員の採用 車両管理員を採用する際に重視する項目について ・運転経歴 ・各種資格の保有状況 ・健康状態 ・コミュニケーション能力 ・判断力等(記憶力や反射神経等の車両の運転に不可欠な能力)	10点	業務提案書の記載内容に応じ、以下の項目及び配点により評価する。 ・ <u>運転経歴</u> (2点) ・ <u>各種資格の保有状況</u> (2点) ・ <u>健康状態</u> (2点) ・ <u>コミュニケーション能力</u> (2点) ・ <u>判断力等</u> (2点)
4	事故対応 事故時の対応マニュアルが確立されている。	2点	<u>確立されている(2点)</u> <u>確立されていない(0点)</u>
5	福利厚生 社員の健康管理を重視した福利厚生を実施している。	1点	<u>実施している(1点)</u> <u>実施していない(0点)</u>
6	人材育成 配置予定者の研修計画について ・運転技術 ・事故発生時の処置・報告 ・車両の維持管理 ・運転マナー ・その他(上記以外に関する研修計画)	5点	業務提案書の記載内容に応じ、以下の項目及び配点により評価する。 ・ <u>運転技術</u> (2点) ・ <u>事故発生時の処置・報告</u> (0.5点) ・ <u>車両の維持管理</u> (0.5点) ・ <u>運転マナー</u> (1点) ・ <u>その他(上記以外に関する研修計画)</u> (1点)
7	人材育成 (業務開始1週間前までの実施項目) ・高速道路の試乗研修 ・主な出張先のルート確認 ・報告書等の記入及び提出方法の指導 ・車両管理員としてのマナー講習 ・健康診断の実施	10点	<u>実施する(各2点)</u> <u>上記以外(各0点)</u>
8	不正防止 内部監査の実施体制が確立されている。	2点	<u>確立されている(2点)</u> <u>確立されていない(0点)</u>
9	その他 プライバシーマーク制度の取得会社である。 取得している場合は、これを証する証明書等の写しを提出すること。ただし、審査基準日において有効なものに限る。	1点	<u>取得している(1点)</u> <u>取得していない(0点)</u>
	合計	35点	

安全運転管理責任者の評価

	評価項目	得点	基準
1	普通自動車を運転できる第二種免許取得者である。	1点	<u>取得者である(1点)</u> <u>取得者ではない(0点)</u>
2	ゴールド免許取得者である。	1点	<u>取得者である(1点)</u> <u>取得者ではない(0点)</u>
3	過去5年間無事故無違反である。 無事故・無違反証明書(上記3-3.(1)「提出期間」内に発行された証明書に限る。)を提出すること。提出なき場合は無事故無違反ではないと判断する。	5点	<u>無事故無違反である(5点)</u> <u>無事故無違反ではない(0点)</u>
4	道路運送法に規定する運行管理者の資格を有している。 資格を証する証明書等(審査基準日において有効な証明書等に限る。)の写しを提出すること。提出なき場合は資格無しと判断する。	2点	<u>有している(2点)</u> <u>有していない(0点)</u>
5	自動車整備士技能検定3級以上の合格者である。 資格を証する証明書等(審査基準日において有効な証明書等に限る。)の写しを提出すること。提出なき場合は資格無しと判断する。	1点	<u>合格者である(1点)</u> <u>合格者ではない(0点)</u>
6	公安委員会が定める安全運転管理者講習会を平成27年4月1日から審査基準日までに受講し修了証の交付を受けている。 これを証する証明書等の写しを提出すること。提出なき場合は資格無しと判断する。	2点	<u>受けている(2点)</u> <u>受けていない(0点)</u>
7	平成27年4月1日から審査基準日までに同等業務(注)において安全運転管理責任者の経験がある。 経験を証する書類(原本が提出できない場合は写し可)を提出すること。提出なき場合は経験無しと判断する。	3点	<u>経験がある(3点)</u> <u>経験がない(0点)</u>
	合計	15点	

(注) 上表 ・ 中「同等業務」及び「類似業務」とは、次の内容を満たす業務をいう。

- ・「同等業務」とは、当社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社が発注する車両管理等業務又は、次の一から八に掲げる全ての業務内容が含まれる業務とする。
  - 一 車両の運転
  - 二 車両の日常点検
  - 三 燃料及び油脂等の補給
  - 四 車両の保管
  - 五 車両の清掃
  - 六 上記に付随する業務
  - 七 自動車の保険に関する業務(自動車損害賠償保障法に基づく強制保険及び車両保険に関する業務を除く)
  - 八 事故の処理に関する業務
- ・「類似業務」とは、道路運送法第3条に掲げる「旅客自動車運送事業」の該当業務とする。

#### 4-3. 価格評価

(1) 価格評価は、入札書に記載された入札価格に基づき、次式により算出した価格評価点を付す方法により行うものとし、価格評価点の配点は50点とする。

次式の計算過程において小数第4位以下の端数が生じた場合は、その都度小数第4位以下を切り捨てるものとする。

$$\text{価格評価点 (配点50点)} = \frac{\text{式A}}{\text{式B}} \times 0.5 + \frac{\text{式B}}{\text{式A}} \times 0.5$$

式A = 配点 × < 1 - {(入札価格 - 調査基準価格) / (契約制限価格 - 調査基準価格)}<sup>2</sup> >  
調査基準価格とは、5-3.に示す低入札価格調査基準価格をいう。

入札価格が調査基準価格を下回る場合は、式Aの値は「50点」とする。

式B = 配点 × < 1 - {(入札価格 - 評価基準価格) / (契約制限価格 - 評価基準価格)}<sup>2</sup> >  
評価基準価格は、契約制限価格(税抜き)に10分の5.5を乗じた価格とする。

入札価格が評価基準価格を下回る場合は、式Bの値は「50点」とする。

#### 4-4. 総合評価落札方式における評価値

(1) 総合評価落札方式における評価値は、次式により算出する。

$$\text{評価値 (配点100点)} = \text{技術評価点 (配点50点)} + \text{価格評価点 (配点50点)}$$

### 第5 開札・落札者の決定

#### 5-1. 開札の日時及び場所

(1) 開札の執行については、次に定めるとおりとする。

開札執行日時 平成30年6月8日(金)11時00分

開札執行場所 東日本高速道路株式会社 東北支社 会議室

(2) 入札者は開札に係る留意事項として、入札者に対する指示書[14]、[15][2]を参照のこと。

#### 5-2. 落札者の決定。

契約責任者は、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、4-4.に示す評価値が最も高い入札者を落札者と決定し、当該入札者の入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加えた金額をもって本業務の請負契約金額と決定する。

なお、落札者の決定方法については、入札者に対する指示書[16][3]を参照のこと。

#### 5-3. 低入札価格調査

(1) 本件競争入札においては、低入札価格調査基準価格を設定しており、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、最高評価値の入札価格が低入札価格調査基準価格未満である場合は、5-2.の定めにかかわらず、入札を保留し、当該入札を行った入札者を対象として低入札価格調査を行う。

(2) 低入札価格調査対象となった入札者は、NEXCO 東日本に対し、低入札価格調査に関する資料の提出やヒアリング等について協力するものとする。入札者は、いかなる理由があっても低入札価格調査を辞退することはできない。

(3) 低入札価格調査の結果、低入札価格調査対象となった入札者の入札価格により、本業務の請負契約の内容に適合した履行がなされると認められた場合、契約責任者は、当該入札者の入札価格に消費税相当額を加えた金額をもって本業務の請負契約金額と決定し、当該入札者を落札者として決定する。

(4) 低入札価格調査の結果、低入札価格調査対象となった入札者の入札価格により、本業務の請負契約の内容に適合した履行がなされないと認められた場合、契約責任者は、当該入札者のした入札を無効とし、契約制限価格の制限の範囲内において次順位の評価値を得た入札者を落札者として決定し、当該入札者の入札価格に消費税相当額を加えた金額をもって本業務の請負契約金額と決定する。ただし、当該次順位の入札価格が低入札調査基準価格未満であった場合には、同様に低入札価格調査を実施する。

(5) 契約責任者は、低入札価格調査の実施のために入札を保留した場合は、落札者の決定後、全ての入札者に対し、落札者名とその入札金額を伝える。

(6) 低入札価格調査にあたり、上記(2)に示す資料の提出やヒアリング等に協力の無い場合及び虚偽の記載や虚偽の報告をした場合、契約責任者は、その事実を知った時点において、当該行為を原因として、契約解除、取引停止措置等の必要な措置を講じることがある。

## 第6 その他

### 6-1. 使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

### 6-2. 質問の受付

(1) 本件競争入札に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。

受付期間 入札公告日から平成30年5月17日(木)16時00分まで

受付場所 上記1-3「契約担当部署」のとおり

受付方法 質問書面(様式自由)を持参又は書留郵便若しくは信書便(受付期間内必着のこと)により提出すること。

なお、質問書面には会社名・社印・提出日を記載すること。

#### 【質問内容の記載上の留意点】

質問書面中に記載する質問内容に、質問者の会社名やその会社を類推できるような情報を記載しないよう留意すること

(2) 上記(1)の質問に対する回答については、次の定めるとおり行う。

回答予定日 質問書を受け取った日の翌日から5日以内(休日を除く)

回答方法 NEXCO 東日本のホームページ(「入札公告・契約情報」内の「本公告件名」の「備考」)に掲載する。

[http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public\\_notice/search\\_service/](http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/)

(3) 競争入札に関する一般的な質問については、NEXCO 東日本のホームページを参照すること。

<http://www.e-nexco.co.jp/faq/bids/>

### 6-3. 入札の無効

入札者に対する指示書[20]に該当する入札は無効とする。

### 6-4. 遵守すべき事項

この競争を行う場合において了知し、遵守すべき事項は入札者に対する指示書[24]を参照のこと。

### 6-5. その他

本件競争入札において入札の公正性を害する恐れが生じたときは、競争参加者に対して必要な調査を実施及び依頼することがある。

以 上